

障第290号  
令和2年5月15日

指定障害児相談支援事業所運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の  
使用制限の解除後の対応について

このことについて、別添のとおり各障害児通所支援事業所あて通知しましたのでご承  
知願います。

なお、各指定障害児相談支援事業所におかれましては、関係市町村及び各障害児通所  
支援事業所と連携いただき、児童のサービス利用の再開に係る調整等についてご配慮を  
お願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中・岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		